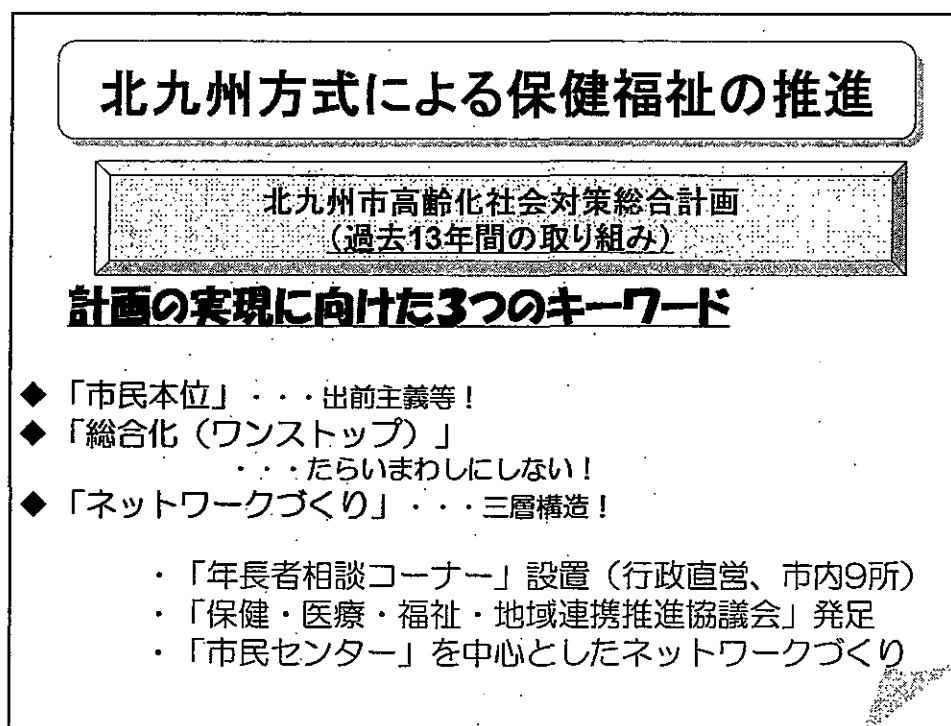
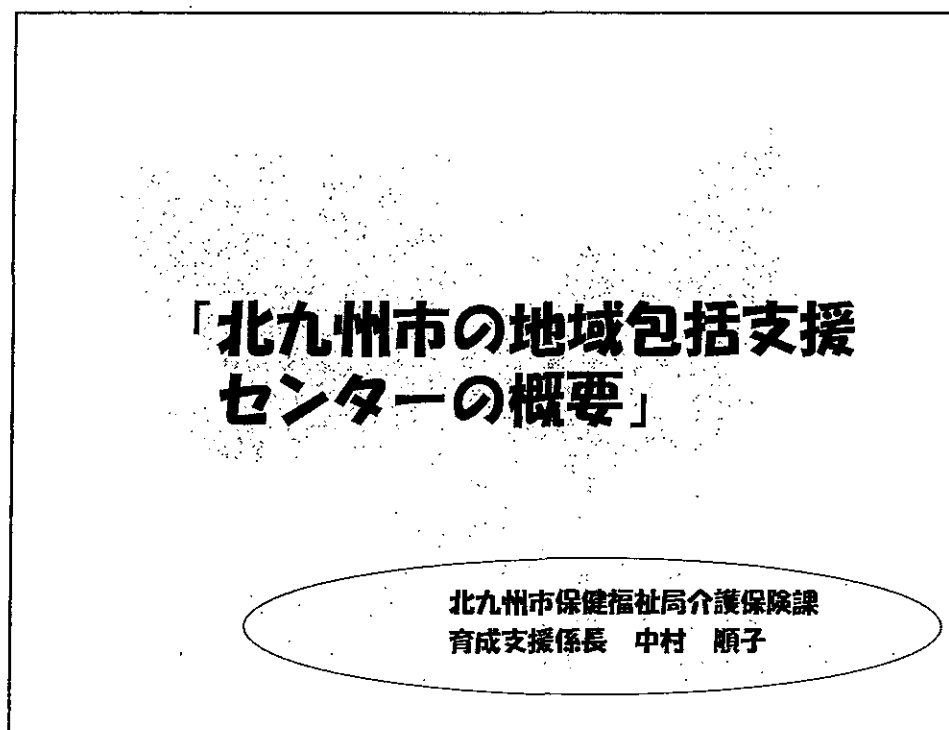


4 「北九州市の地域包括支援センターの概要」（福岡県北九州市）



## 北九州方式による保健福祉の推進

北九州市高齢化社会対策総合計画  
(過去13年間の取り組み)

### その他のキーワード

- ◆「地域のことは地域で考え解決する」(市民センター構想)
- ◆「地域全体で支える(地域総力戦)」
- ◆「自立支援(含む介護予防)」
- ◆「公平、公正・中立性」

※特に介護保険制度発足後

・「標準契約書の作成」、「第三者評価委員会」、  
「平準化委員会」、「苦情相談・調整委員会」

### 現在までの取り組み

平成5年10月・・・「年長者相談コーナー」を各区に設置

⇒保健師とケースワーカーを配置

平成6年4月・・・「保健福祉センター」を各区に設置

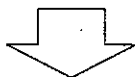
⇒保健所と福祉事務所を統合

平成6年10月・・・「保健福祉局」発足

⇒保健局と民生局を統合

平成12年4月・・・「保健福祉相談コーナー」を各区に設置

⇒介護保険も含めて高齢・障害に関する相談を総合的に受け付け



## 北九州市高齢者支援計画 (今後10年間を見据えて)

### 計画の実現に向けたキーワード

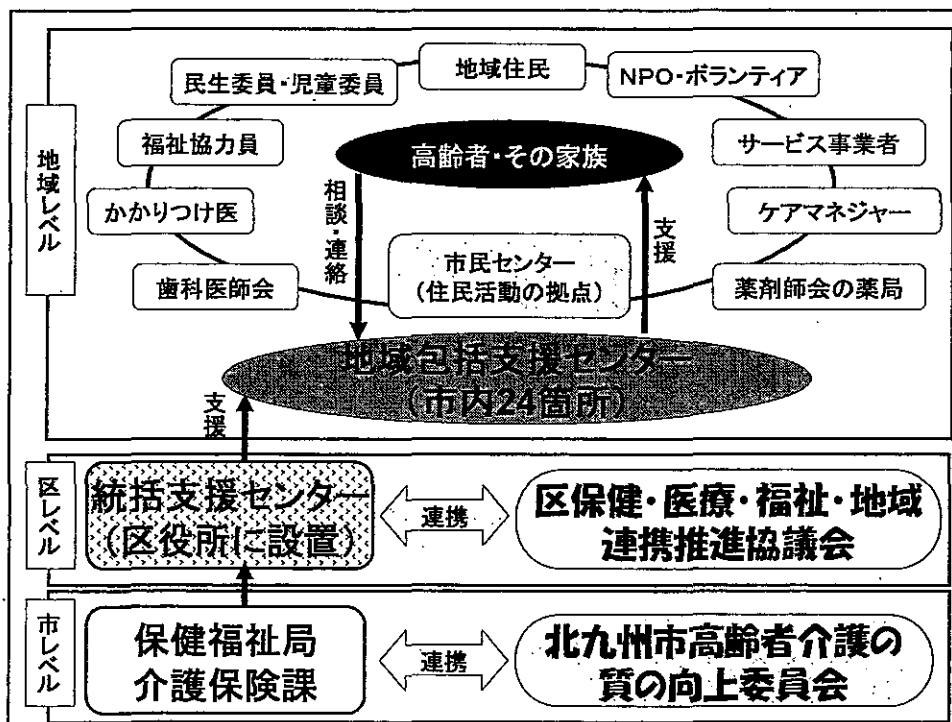
■総合計画で掲げたキーワードを継続

### 新たに付加するキーワード

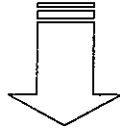
- 「尊厳の保持」
- 「夢・希望・意欲を支える」
- 「生涯現役」

### 強化するキーワード

- 「介護予防」  
※自立支援の充実強化、地域包括支援センターに行政保健師の配置
- 「公平、公正・中立性」  
※直営の地域包括支援センター設置  
※「介護の質の向上委員会」設置



北九州方式～三層構造～を生かした仕組み  
※ 統括支援センターの設置



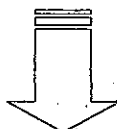
- ◇地域包括支援センター(地域レベル)
  - ⇨統括支援センター(区レベル)
  - ⇨保健福祉局(市レベル)の重層的な仕組み
- ◇保健・医療・福祉・地域関係者とのさらなる連携による地域全体での高齢者支援

区レベルでは  
推進協

## 統括支援センターの役割

- ◆ 地域包括支援センターの支援
- ◆ 虐待・困難事例への対応
- ◆ 地域ケアシステムづくりの司令塔  
(区推進協等との連携強化)

**「北九州市高齢者介護の質の向上委員会」  
による運営に対する評価や支援**



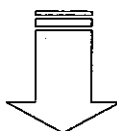
運営協議会  
の役割

**公正・中立な体制での運営**

- ◇行政が責任主体として関わり(直営での運営)、  
公正・中立性を強化
- ◇サービスとマネジメントの分離による公正・  
中立な運営

サービスの適正化・  
質の向上を図る

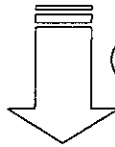
**地域包括支援センターを中心とした  
権利擁護・虐待防止システム**



**高齢者の尊厳・権利擁護を重視した体制**

- ◇高齢者の尊厳・権利擁護を重視し、認知症・家族支援  
などを含めた総合的なケア
- ◇地域包括支援センターの権利擁護の機能をバックアップ  
〔弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等の権利擁護の  
専門家や認知症家族の会、地域の関係者などとの緊密な連携〕
- ◇「成年後見センター」と「権利擁護センター」の一体的運営

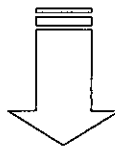
### 地域の総力をあげた支援体制



センターの3職種は、  
地域のコーディネーター  
役

- ◇地域の資源・人材を最大限活用した高齢者支援体制
- ◇官民が協働で人材を出し合っている運営

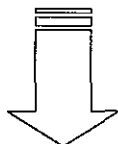
### 地域密着型サービスの整備圏域と センターの担当エリアを一致



#### より身近な地域でのネットワークづくり

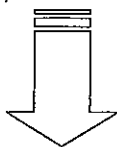
- ◇相談や支援、マネジメント等を効果的・効率的・総合的に行なえるよう、より身近な地域でのネットワークの構築

### 「ワンストップ相談」と「出前主義」の徹底



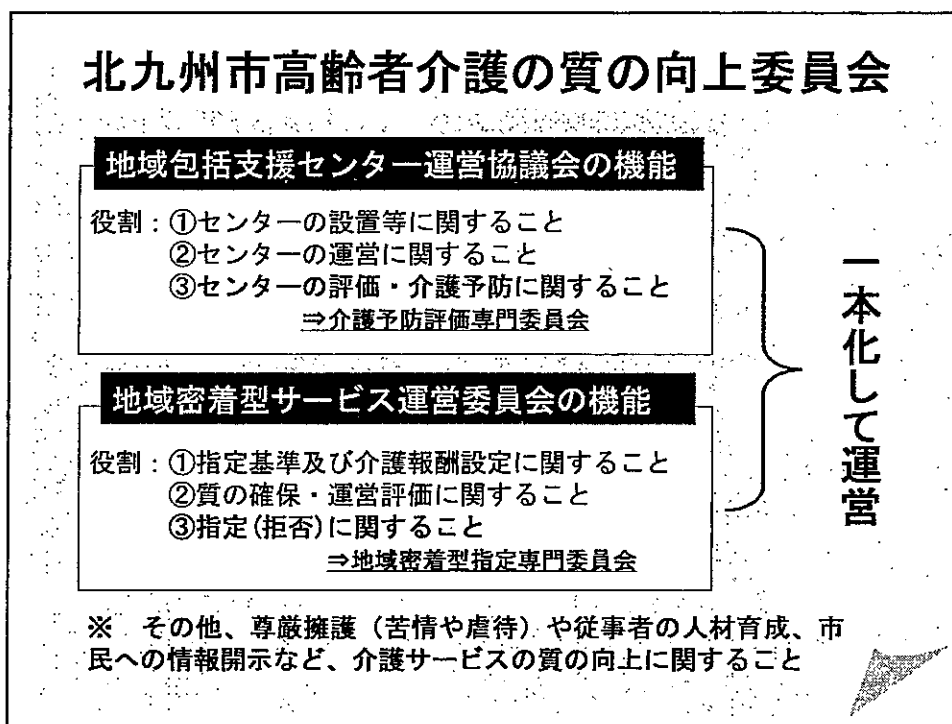
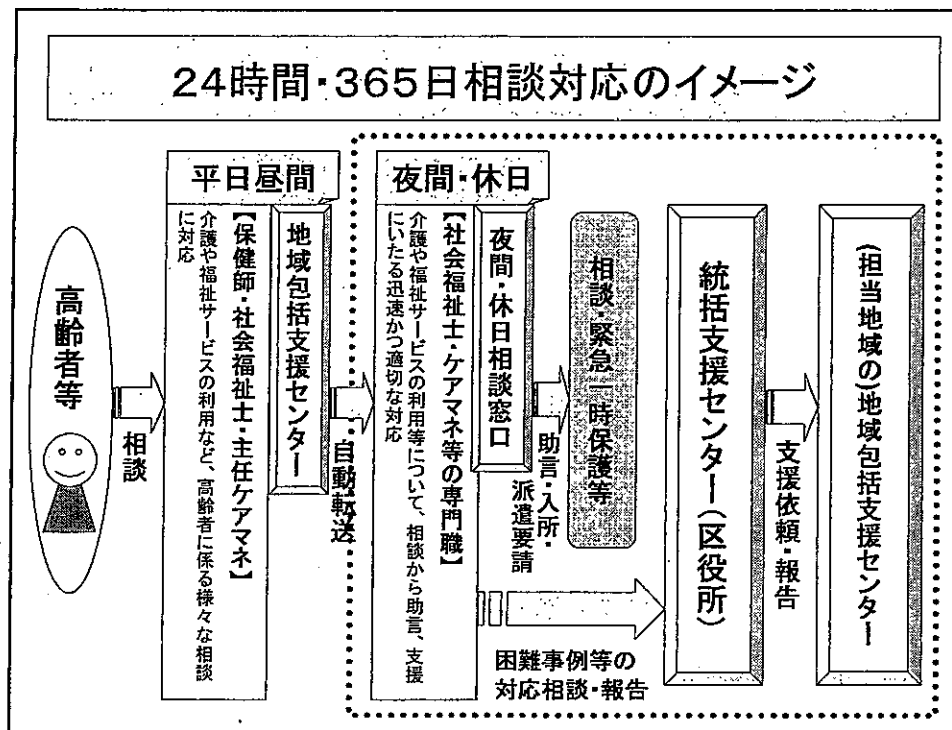
- ◇市民により身近な地域での「保健・医療・福祉のワンストップ相談窓口」の設置による顔の見える高齢者ケアの推進
- ◇出前主義の徹底と地域の最前線の行政機関の保健・医療・福祉の総合相談窓口機能

### 24時間365日あんしんの対応



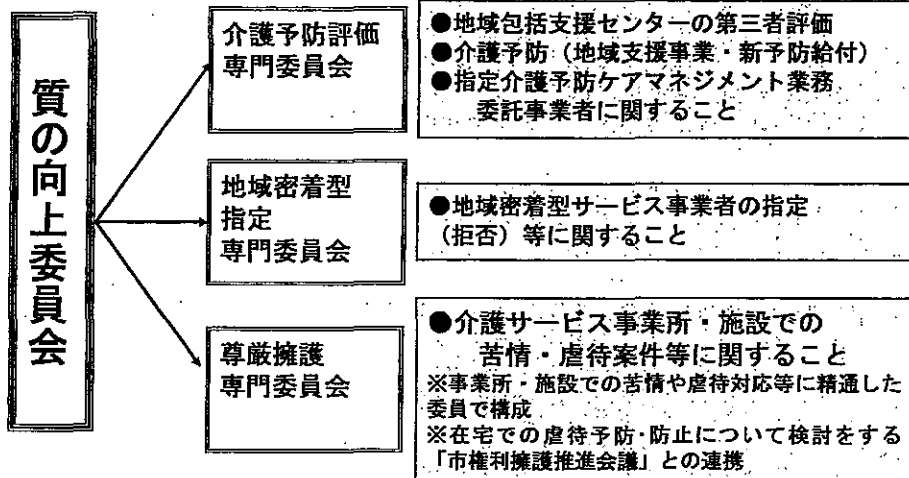
- ◇夜間・休日も確実に電話相談に応じ、迅速かつ的確な対応を行なう  
24時間365日あんしんの仕組み

専門の職員が  
相談に応ずる



## 【専門委員会の設置】

公平・公正な運営を行うため、介護保険事業を行っていない委員で構成（学識経験者・市民代表など）



## 北九州市高齢者介護の質の向上委員会

### 【委員構成】

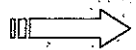
- 被保険者・利用者代表：老人クラブ連合会 老いを支える北九州家族の会
- 市民代表：高齢社会をよくする北九州女性の会・民生・児童委員協議会
- 学識経験者：県弁護士会北九州部会・市保健福祉政策アドバイザー  
産業医科大学 九州リハビリ大学校 福岡教育大学 西南女学院大学
- 関係団体：市医師会・歯科医師会・薬剤師会  
高福協・北九州ブロック老健協・社会福祉協議会
- 職能団体等：社会福祉士会・県介護支援専門員連絡協議会・介護福祉士会・県看護協会・理学療法士・作業療法士・県栄養士会
- 事業者関係：事業者連絡会・県高齢者グループホーム連絡協議会

## 地域包括支援センター 直営のメリット

～公正・中立な窓口として市民からの信頼を得るために～

- 小学校区単位の地域ケアネットワークを継続・発展的に  
⇒地域包括支援センターの設置
- 今まで「地域づくり」「健康づくり」を実施してきた行政保健師の配置  
⇒地域とのスムーズな連携
- 介護予防サービスのみでなく、在宅福祉サービス等の利用調整ができる  
⇒適切なマネジメント
- 行政が責任を持って（直営）関わることによる、ケアマネの支援・サービスの適正化・質の向上。  
⇒ケアマネ・事業所への研修など

⇒ワンストップ相談窓口・・・迅速な対応  
⇒住民（地域）の安心と信頼  
⇒虐待や閉じこもりなど「情報」の集約



高齢者が住み慣れた地域で暮らせる  
市民の安心感の創出

## 今後の課題

- ①地域包括支援センター体制等
  - ②統括支援センターの機能強化（バックアップ体制）
- 地域包括支援センターの新たな評価手法の確立



相談件数やプラン作成件数のみでなく・・・  
地域ケアシステムの構築ができているか？

- 「地域力（気づき・見守り）」
- 「ネットワーク（連携）」
- 「解決力」

がアップしたか などなど・・・